

# 令和5年度水俣市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、水俣市における障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの優先調達の一層の推進を図る。

## 2 基本的な考え方

本市における障害者就労施設等からの物品等の調達（以下「物品等の調達」という。）の推進に関する基本的な考え方については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 物品等の調達を全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、分野を限定することなく調達を推進するものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、市内の障害者就労施設等を優先し、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 調達に関する他の施設等との調和を図るものとする。

## 3 調達の方法

福祉課は、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を収集し、庁内に提供する。

庁内の部署は、その情報に基づき物品等の調達に務め、調達する場合は障害者就労施設等から直接調達する。

## 4 調達の目標

調達の目標は、前年度の調達実績額以上若しくは前年度の調達件数以上となるよう努める。

## 5 調達実績の公表

本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績について、当該年度終了後に取りまとめ、市のホームページにおいて公表する。

## 6 方針の見直し

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するため、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。